

信州やまなみ国スポ・全障スポ 募金謝意表明実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項第6条の規定により、寄附者に対する謝意の表明について必要な事項を定める。

(実施基準)

第2条 寄附者に対する謝意表明は、原則として別表により実施するものとする。ただし、寄附者の特定が出来ない場合は、この限りではない。

2 同一者から複数回にわたる寄附があった場合は、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 礼状の送付及び感謝状の贈呈は、原則として寄附ごとに実施する。

(2) 銘板等への記名及び大会開・閉会式への招待は、寄附の総額を基準に実施する。

(実施時期)

第3条 謝意表明は、寄附金の収納確認後速やかに実施するものとする。ただし、感謝状贈呈式(以下「贈呈式」という。)及び銘板等への記名については、期日を定め実施することができる。

(贈呈式)

第4条 贈呈式の実施については、次のとおりとする。

(1) 寄附者に対し、贈呈式の出席について意向を確認のうえ、日時及び場所、出席者等について調整するものとする。

(2) 同一者から複数回にわたり贈呈式を行う金額の寄附があった場合でも、原則として一回に限り実施するものとする。

(3) 寄附者が贈呈式への出席を辞退した場合は、感謝状を送付するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、謝意の表明に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月10日から施行する。

別表（第2条関係）

寄附金額	謝意表明の方法	備考
100万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状（大、額付）の贈呈 ・氏名又は名称を銘板等に記し顕彰（同意を得られた場合に限る） ・信州やまなみ国スポ総合開会式、同総合閉会式、信州やまなみ全障スポ開会式、同閉会式のいずれかに招待 	信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長又は副会長による贈呈式を実施
50万円以上 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状（大）の贈呈 ・氏名又は名称を銘板等に記し顕彰（同意を得られた場合に限る） 	感謝状は、持参又は郵送
10万円以上 50万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状（小）の贈呈 ・氏名又は名称を銘板等に記し顕彰（同意を得られた場合に限る） 	感謝状は、持参又は郵送
1万円以上 10万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・礼状の送付 ・氏名を銘板等に記し顕彰（同意を得られた場合に限る） 	
5千円以上 1万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・礼状の送付 	

※銘板については、松本平広域公園陸上競技場に設置予定